告 示	七年二月四日教會規則ヲ認可セリ
◇烏反孫与示称し十億	昭和十七年二月十三日
く馬耳県セラダノ十分	E .
宗教團體法第三十三條第二項ノ規定ニ依リ左記教會ニ對シ昭和十	に は いんしょう は いん は は は は は は は は は は は は は は は は は
七年一月三十一日教會規則ヲ認可セリ	教會ノ名稱 所 在 地
昭和十七年二月十三日	金光教米子教會 米子市加茂町二丁目二十四番地 金光教
	東伯郡赤碕町大字赤碕
馬耳 樂笑著 二 朋	会光毫易稱愛會 千二百十四番合併地 金 光 教
教會ノ名稱 所 在 地 月尾系派	金光教境 教 會 西伯郡境町京町百五十二番地 金 光 教
金光教賀露教會 鳥取市賀露町千七百三番地ノ二 金 光 教	金光教淀江教會 四伯郡淀江町大字西原六百五十 金 光 教
E	ニノニ者対
二番地	金光教根雨教會 电另一型形型电子型 电光数 电光数 电光数 电光数 电影
金光教河原教會 地ノ二 金光教河原教會 八頭郡河原町大字河原四十九番 金光教	金光教金岩教會 扫野郡溝口町大字金屋谷千四十
金光 教用ヶ瀬 八頭郡用ヶ瀬町大字用ヶ瀬町五 金光 教	•
百十一番地一	◇鳥取縣告示第八十二號
◇鳥取縣告示第八十一號	繭絲調査員左ノ通屬託及解屬アリタリ
宗教團體法第三十三條第二項ノ規定ニ依リ左記教會ニ對シ昭和十	昭和十七年二月十三日
A CONTRACTOR OF THE PROPERTY O	

鳥坂縣公報

火金曜日發行

(休日ニ営ル)

第一千 三 三年

百七號

(第三種 郵 便 物 認可)

本書ノトッサハ國定規格あ判

第

千三百七

號

金

日

昭和十七年二月十三日

物價調整上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアル

べ

訂可ニ附シタル條件

(P)

入場料金ハ興行ノ都度見易キ場所ニ掲記スペシ

取

公

百

七

松本忠子 店川 眀 安田 **查員氏名 番號 郡市町村名解囑繭絲調 擔當調查範圍** 博 1011 西伯郡成實村 仑 同 崎津村 役崎 場津 村 役尙 場德 村 場執 肥 所務 二月十三日昭和十七年

◇鳥取縣告示第八十三號

示ス 暴利行爲等取締規則第一條第二項及第三項ノ規定ニ依リ左ノ通指

昭和十七年二月十三日

鳥取縣知事

土

之

販賣スル物品ノ名稱

電燈用電球、豆電球、

但シ慶電球ヲ供出シ得ザル場合ハ町内 小霞業者ガ前項ノ物品ヲ販賣スルニ當リ黀電球ト引換ヲ條件 ハ之ニ準ズル者ノ證明書ヲ引換ト (部落) 會長、隣組長

◇鳥取縣告示第八十四號

之

年 月 日屬託解屬

行入場料金ヲ認可シ同條第三項ノ規定ニ依リ鳥取縣興行協會ノ地 價格等統制令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ左ノ通演劇映畵等與 者ニ付テモ之ヲ適用ス 區内ニ於テ其ノ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル

昭和十七年二月十三日

同

鳥取縣知事

土

肥

米

之

組合其ノ他之ニ準ズルモノ、名稱及地區

鳥取縣與行協會

(P) 地 區 鳥取縣一圓

地區内ニ於テ演劇、演藝、觀物又ハ映畵與行ヲ爲ス者

統制令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタル額及其

ノ實施ノ日

別記ノ通り

實施ノ日

昭和十七年二月十三日

	二演劇、						一一映書				
	演藝、	超		三 級	三	級	映畵興行入場料金	入場		别	
	觀物等入場料金							料金		記	
		三十錢以內		四十六錢以內	六 十 錢以內	八 十 錢以內	,				
;		六		五.		(P)	(1)	四		Ξ	
	金ヲ超ヘザルモノトス	有料觀賞會、實演、アト	ヲ得ルモノトス	本表入場料金ニハ下足料	一人ニ付本表料金ノ三	中等學校又ハ之ニ準ズ	・一國民學校兒童ノ團体へ	團体ノ入場料ハ本表料金	トス	制服着用ノ現役軍人及十	

Ξ 級 一圓五十錢以內

Ŧī. 級

四 級

八十錢 以內

四 十 六錢以內

四歳未滿ノ者ハ本表料金ノ半額以內

= | 拘ラズ左ノ料金ニ依ルモノト

五十人以上)ハ一人ニ付キ五錢以內

ル學校生徒ノ團体(五十人以上)

ヲ含ムモ入場稅ハ別ニ加算スルコト

ラクション等ノ場合ト雖モ本入場料

上映上演ノ都度所轄警察署長ノ認可

ヲ受ケ之ヲ定ムルモノト

鳥

取

縣

公

報

豑 干

==

百

昭和十七年二月十三日

二圓五十錢以內

取 縣

公

報

彙

報

(第三種郵便物認可)

亦

年 祭 當 V)

(社寺兵事課)

縣より、村社に對しては當該市町村よりいづれも官國幣社に準じ 以て執行すべきであるが、やむを得ぬ事情のある神社に於てはこ 使として地方長官を參向せしめ、それぐ~幣帛を奉奠せしめ給ふ 中三殿、即ち賢所・皇靈殿・神殿の大前において嚴肅なる祭祀を執 れに近接する日を選んで執り行はれることになつてゐる。 て幣帛並びに神饌料を供進する。但しこの祈年祭は二月十七日を のであつて、又府縣社以下神社にあつても府縣社・鄕社へは道府 を御差遣の上奉幣の儀を行はしめ給ひ、官國幣社に對しても供進 せられ、 **祈年祭は毎年二月十七日行はれ、宮中に於かせられては當日宮** 天皇陛下御親拜遊される外、神宮には勅使

從を許さぬものであるが、それはたどに氣候風士が農耕に適する 抑々我が國は古來瑞穗の國と稱せられ、農業國として世界に追 別に高遠なる我が國體に深き關聯を持つ精神

> について畏き勅旨を宣らせ給ふてゐるのであるが、かゝる恭き勅ことは大賓令や延喜式にも明らかであり、御歷代の詔勅にも農業 旨の根本は實に 皇祖天照大神の大御心に基かせ給ふものと拜せ ひ、數多い祭祀の中でも殊に農事に關する祭祀を尊重せさせ給ふ 的條件が最も重要な素因をなして居るのである。 られるのであつて、古典に據るに
> 大神は稻を以て 今更申すまでもなく我が皇室は農を以て國の大本と立てさせ給

「うつしき青人草の食ひて生くべきものなり

にみことのりして とのたまひ、 皇孫御降臨にあたりては扈從の天兒屋命・太玉命

るべし」 「吾が高天原に御しめす齋庭の穂を以て、 亦吾が見に御せまつ

給ひて播種の始めには新一部、祭を、收穫の後には新一等。祭をこそ其の後御歴代の「天皇におかせられては、この大御心に應べと仰せられ、御手づから稻穗を授けさせ給ふたのである。さればと仰せられ、御手づから稻穂を授けさせ給ふたのである。されば 鄭重に執り行はせ給ひ神宮始め官國幣社以下神社に於ても嚴かに 祭祀が行はれて擧國祈請と感謝の誠を捧げまつる関風となつて居 ること、洵に神國日本の有りがたき姿といふべきである。

れたものである爲、世上或は農業關係者のみの祭日と解する者も 又祈年祭は上述の如く年穀の豊穣を祈願し率る祭祀として行は

ないて 「かない・・・」 日延喜式の祈年祭の祝詞にもは當然であり、日延喜式の祈年祭の祝詞にも は無いが、 しかし祭祀の意義も時と共に擴充せられること

とあるのであつて、當時の我が國民の理想が如何に雄大であつ

か、皇道宣布の大理想・八紘爲字の國民精神が漲つてゐたかゞ

偲

御世に幸へ奉るが故に」 皇御孫命の御世を手長の御世と、堅磐に常磐に驚ひ奉りらみまのぐここれなが、かきょっさま、いはまついのはありたこ

「奥つ御年を始め草の片葉に至るまで作りと作る物共を」もます。又現今の官國幣社祈年祭宮司の祝詞には

民の祭祀であるわけである。 る祭祀であり、進んで皇室の安寧・國力の充實・國家の隆昌を祈 るものであることを思へば、農業關係者は素より全産業人、全國 とあるごとく、單に年穀の豊釀を祈るばかりでなく全産業に關す

中に述べられてゐる。 民が如何に八紘一宇の理想に燃えてゐたかがこの祈年祭の祝詞の 達成を目指して擧國奮進してゐるのであるが、古代の我が日本國 なほ、今や我が國は肇國の大理想完遂の爲に、大東亞共榮圈の

ずる。

譲を祈ると共に聖業完遂・國運隆昌を祈誓し奉るべきであると信

あつて、來る祈年祭の當日は縣民擧つて神社に參拜し、

五穀の豊

ることを思つて益々聖業完遂の尊さを痛感し、千艱萬苦をも克服 起すると共に、この聖戦が往古より一貫する日本精神の顯現であ

てこの祈年祭を迎へ、古代日本精神の雄渾なる大精神大氣魄を想 る大氣魄に自ら心を打たれざるを得ぬ。我々は大東屯戦争下に於る大氣魄に自ら心を打たれざるを得ぬ。我々は大東屯戦争下に於 ばれて、そして現代に於ける大東亞建設の聖業と脈々軌を一にす

して肇國以來幾千年の國是達成に邁進する覺悟を新にする次第で

限り長道間無く立ちつゞけて、狹き國は廣く峻しき國は平らけ 限り、青雲の鐶く極み白雲の墜向坐伏す限り、青海原の棹花干限り、青海原の棹花干なができるからなができませば く道は荷の緒縛堅めて磐根木根履みさくみて馬の爪至り留まるい。 さず舟艫の至り留まる極み大海原に舟滿ちつどけて、陸より住 「皇神の見霽かします四方の國は、天の壁立つ極み國の退立つすらがみみょる よる 遠き國は八十綱打ち掛けて 引寄することの如く云々

> y ャ カ 給 統 同 制 部分品 要 綱 0 設 定

重點的に 切符制配給

(商 I 課)

昨年五月リヤ ヤカー は勞力調整上必要欠ぐべからざるもので、縣に於ては カ 並に同部分品の配給統制要綱を設定し、 農産物

鳥

取

公

報

第 千

Ξ

取

縣

報

昭和十七年二月十三日

(第三種郵便物認可)

01029

搬出用には優先的に自由販賣を行はせ來つたのであつたが、最近 給統制要綱を全面的に改正して切符制に依る配給を實施すること 需要者の激増と品物は益々逼迫の度を加へて來たので、今回右配

請書様式を聞き合せ職業、 又購入せんとするリヤカーの種類、購入せんとする自轉車店名及 び住所を記人して縣知事宛リヤカー購入票を申請すれば宜い 配給の希望者は各市町村役場、各警察署、自轉車小賣業者で申 尙ほ統制要綱を記せば次の如くである。 用途を出來るだけ具体的詳細に記入し

鳥取縣リャカト 配給統制要項

販賣をすること。 **通じ鳥取縣自轉車小寶商業組合(以下小賣商組と稱す)に共同** 縣の 指示するものより購入し 之を縣の指示 により配給 支部を 鳥取縣自轉車卸商業組合は本縣に割當てられたるリヤカーを 木要綱に於て配給統制するリヤカーは内地向リヤカーに限る

縣はリヤカ1購入申請書を審査の上リヤカ1購入票を市町村經 書を市町村經由縣に提出すること。 リャカーを購入せんとする者は別に定むるリヤカー購入申請

由交付すること。 **ダ゙、商組は縣の發行せるリヤカー購入票と引換へにリヤカー**

共同販賣すること。 密接なる連絡をとること。 リヤカーの配給統制に付ては鳥取縣自轉車配給統制協議會と

五.

國民學校、 幼稚園兒童に

防空精神を强化促進

學 務

之に必要な準備を整へ、訓練を徹底し、各々其の職域を固守する ること」なった。 び恐怖心を一掃して枕着冷靜且つ勇敢に行動せしめるやう敎育す は兒童に對しても空襲の大要を知らしめ、不安を除去し、 ことに依つて之が目的を達成し得るものである。 **室襲はいつ何時行はれるか分らない。** 此の室襲を防ぐためには 此處に於て縣で 誤解及

を以て主限とし、學校に於ける授業は極力之を實施することが出 念を植え付けるため、之等國民學校(幼稚園を含む) 來るやう豫め各般の準備を施し、 て防空强化促進に關する教育要網を次の如く設定し、 即ち國民學校に於ける防室對策は先づ兒童の身体の安全を闘る 「敵機來らば來れ!」の固い信

教育サッル 緑の徹底に依つて一朝有事の際遺憾なきを期することゝな つたものである。

精神教育

- 大東亜戰爭の意義即ち大韶煥酸の御趣旨に付き謹話するこ
- 2 の公莫大なる所以を闡明すること。 米英二大國と之に追隨する反樞軸國との戰爭は長期戰移行
- 悟を定め充分に腹を決めてかゝること。 云はず子供と云はず全國民が空襲を受けるものであるとの覺 を受けても不安動揺を來さず、防空必勝を期するため老人と ことは、避けんとするも避けられないことである。仮令室襲 航空機の發達せる現代戰に於ては我が國土に空襲を受ける
- 防空智識 図土防衞は國民の責務であることを銘記せしめること。 外征將兵の赫々たる武勳に對し感謝の念を皷吹すると共に
- 鳴らし方)の概略を教育すること。 防空警報の種類(警戒、空襲)と信號(サイレ
- 燈火管制(屋内燈のみ)の方法の概略を教育すること。
- 國民防空は防火第一主義を徹底すること。之がため次の事

.0000

燒夷彈に對する家庭防空處置の槪略。

同じく隣保防空處置の槪略。

Ξ 實地訓練

- 1 して置くこと。 學校防護は兒童を保護すると共に消火を以て主眼とし訓練
- 避難又は待避せしめ、若くは狀況に依り歸宅させる等の訓練 をして置くこと。 授業中空襲警報があつた時は豫め定めたる方法に依り緊急
- 3 學班の組織又は待避の場所を豫定する等必要な準備と訓練を 登校又は歸宅の際室襲警報に遭つた場合の措置に付ては通
- 5 制ある行動をするやう訓練をして置くこと。 家に居る場合室襲警報に遭つたら任務の分擔に從ひ手際よ 避難又は待避等の場合職員又は取締りの者の誘導の下に統

中等學校教員養成

~行動するやう教育をして置くこと。

企 會 課

傷痍軍人にして教育者たるに適する素質と熱意とを有する者に

取

文科約十五名、歷史地理科約十五名、數學科約二十名、計約五十 **養成に常つてゐるのであるが、來る昭和十七年度に於ても國語漢** 敬感謝の念を篤からしめる目的を以て、軍事保護院では東京高等 學校生徒に國防に對する認識を深からしめ、傷痍軍人に對する尊 新たなる報國の途を開くと共に、其の貴重なる體驗を通じて中等 對し、必要なる教育を施して中等學校教員たらしめ、傷痍軍人に 名を募集する。 師範學校内に「傷痍軍人中等學校教員養成所」を設置してこれが

地地方長官宛提出されたい。 市町村役場に間合せ、所定の書類を揃へて二月二十日までに居住 以上の學力を有する傷痍軍人で品行方正意志鞏固、思想穩健にし 百圓以內を補給することになつてゐる。入所資格は中等學校程度 のであるが、これらの入所者に對しては修學手當として一ケ年三 て中等學校教員たるに適するものである。志願者は縣社會課又は 試験檢定により履修學科に應ずる中等學校教員免許狀を授與する この修業年限は各科とも三ヶ年であつて、修了者に對しては無

行 旅 亡

住所、氏名 子 不 詊

昭和十七年二月十三日發行昭和十七年二月十三日印刷

 \equiv 肵 持品 パナマ型帽子、 ズツク靴、煙管、 マツチ、 金四

75 狀 十六錢 況 死後八ヶ月ト推定、昭和十七年一月六日同村大

字愛榮イ九二一番地山林ニ於テ發見假埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

行

男 年 本 女ノ別 齢 籍 自稱 推定五十歲位 廣島縣廣島市宇品町濱丁目

子

業 元鍛治職

人氏職 名 藤川近市

丸顏頭髮五分刈、燉全齒ナシ、其ノ他目耳鼻等普通 特徵身長五尺位 肥滿シタル方

着 バツチ、 衣 白木綿ノ兵子帶 木綿霜降ノ厚司、ネル棒縞ノシャツ、メリヤス

収扱ノ經過

結果行旅死亡人トシテ取扱ヒタルモノナリー當三十六歳が發見シ警察官署ニ屆出タルニ依リ檢死ノー當三十六歲が發見シ警察官署ニ屆出タルニ依リ檢死ノ字大浦一三七番地ノ一山林内ニ於テ野宿中變死シ居レルジ經過 昭和十七年一月二十一日午前八時那賀郡橋町

右心當リノ向い直接該町長宛照會相成度

者取 縣 鳥 鳥 Ħ 東 取 町

刷 所 鳥 取 刑 務

印 酸

支 所

縣